

準工業地域に共同住宅等を建築予定の事業者の方へ

準工業地域に共同住宅等を建築する場合には、事前に協議が必要です！

協議対象となる建築物

- 延べ面積300㎡以上の共同住宅
- 280㎡以上の土地に分譲・賃貸等を目的として複数建築する住宅

協議の時期

- 建築確認申請を行おうとする日の前までに「共同住宅建築計画書」をご提出いただき、関係者と協議を行っておく必要があります。
* 共同住宅等建築計画書の提出から関係者との協議会開催まで概ね1ヶ月を要します。

届出様式

- 共同住宅等建築計画書（区HPからダウンロードできます）
【添付図書】 建築予定地周辺の見取図、配置図及び土地利用現況図、建築物の平面図、立面図及び断面図

事前相談・届出先

- 経済産業部 工業・ものづくり・雇用促進課 TEL3411-6662 Fax 3411-6635
- 〒154-0004 世田谷区太子堂2-16-7 三軒茶屋分庁舎4階

区ホームページ

- URL <https://www.city.setagaya.lg.jp/>
- [トップページ](#) ⇒ [仕事・産業](#) ⇒ [工業](#)

Q & A

Q：関係者と協議を行うとありますが関係者とは誰ですか？

A：建築主と公益社団法人世田谷工業振興協会及び建築予定地の近隣で操業している事業主の方が出席し協議を行います。

Q：協議する内容は具体的にどのようなことですか？

A：工場、事務所の設置や準工業地域の特性に関する入居者への周知、共同住宅等の完成後の連絡窓口（管理会社等）の明確化などについて協議を行います。